

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社MTG		コード	7806
提出日	2023/11/29	異動(予定)日	2023/12/21	
独立役員届出書の提出理由	2023年12月21日に開催予定の定時株主総会において、社外取締役の選任議案が付議されるため。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当なし
1	大島 豊	社外取締役	○												△			有
2	井関 新吾	社外取締役	○														○	有
3	黒田 武志	社外取締役	○														○	新任 有
4	石田 宗弘	社外取締役	○														○	新任 有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	大島豊氏は、2016年2月まで当社の取引先である豊田通商株式会社に所属しておりましたが、同社との取引金額は当社連結売上高の1%未満であり、一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立性を有していると判断しています。	<p><社外取締役選任理由と当社における役割・機能> 大島豊氏は、東証一部上場企業で法務・審査、企業のリスク管理などの分野において国内外で管理職を歴任し、その後、常勤監査役も長年務めるなど、コーポレート・ガバナンスの実践に相当程度の経験があります。これまでの豊富な職務経験に裏打ちされた実績と高い専門性をもとに、当社の監査等委員である社外取締役として、取締役会の機能強化をはじめとしてコーポレート・ガバナンスの構築に貢献してまいりました。上記の理由から、今後もコーポレート・ガバナンスの強化に貢献いただくと判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。</p> <p><独立役員該当状況と独立役員指定理由> 同氏は、上場管理等に関するガイドラインⅢ5.(3)の2に規定する独立性基準のいずれにもあたらないこと等から、一般株主の利益保護の役割を十分に果たすことができると判断し、独立役員に指定しております。</p>
2	該当事項はありません。	<p><社外取締役選任理由と当社における役割・機能> 井関新吾氏は、公認会計士の資格を有しており、監査法人及び会計事務所での長年にわたる豊富な経験から、財務及び会計に関する相当程度の見識を有しております。また、経営に直接関与することはもとより、アメリバ経営を通じた経営改善に関する知見及び経験も有しております。これらの経験と見識をもとに、当社の監査等委員である社外取締役として事業の健全性を指導し、取締役会の機能強化に貢献してまいりました。上記の理由から、今後もコーポレート・ガバナンスの強化に貢献いただくと判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。</p> <p><独立役員該当状況と独立役員指定理由> 同氏は、上場管理等に関するガイドラインⅢ5.(3)の2に規定する独立性基準のいずれにもあたらないこと等から、一般株主の利益保護の役割を十分に果たすことができると判断し、独立役員に指定しております。</p>
3	該当事項はありません。	<p><社外取締役選任理由と当社における役割・機能> 黒田武志氏は、リユース事業を中心とする上場企業の創業者として国内外における幅広い事業展開と業容拡大を陣頭指揮してきた経験から、企業経営全般における豊富な知見を有しております。当社グループの成長と企業価値向上のため、同氏の幅広い経験及び資質が不可欠であるとの判断から、当社の取締役として選任しております。</p> <p><独立役員該当状況と独立役員指定理由> 同氏は、上場管理等に関するガイドラインⅢ5.(3)の2に規定する独立性基準のいずれにもあたらないこと等から、一般株主の利益保護の役割を十分に果たすことができると判断し、独立役員に指定しております。</p>
4	該当事項はありません。	<p><社外取締役選任理由と当社における役割・機能> 石田宗弘氏は、弁護士資格を有しており、企業法務を専門とする法律事務所におけるパートナーとしての長年の経験から、企業法務全般に相当程度の知見を有しております。特に企業のファイナンス、M&A、IPO等に精通するとともに、コーポレート・ガバナンス、企業のコンプライアンスを含む幅広い領域における専門的な知識及び経験に基づき複数の企業で監査役を歴任しております。これらの実績から過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが企業経営の健全性確保と事業発展に貢献できると判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。</p> <p><独立役員該当状況と独立役員指定理由> 同氏は、上場管理等に関するガイドラインⅢ5.(3)の2に規定する独立性基準のいずれにもあたらないこと等から、一般株主の利益保護の役割を十分に果たすことができると判断し、独立役員に指定しております。</p>

4. 補足説明

--

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
 - 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
 - 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- 以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。